

平成30年4月から

コンビニ納付がはじまります!

平成30年4月から、町税等がコンビニエンスストアで納付できるようになります。24時間、いつでも納付が可能となりますので、ぜひご利用ください。

納付できる税目等

平成30年4月以降に発行する納付書で、コンビニ納付が可能なものは次のとおりです。

- ① 固定資産税
- ② 軽自動車税
- ③ 国民健康保険税
- ④ 個人町民税
- ⑤ 介護保険料
- ⑥ 後期高齢者医療保険料

納付できる店舗等

セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップなど複数のコンビニエンスストアで納付できます。取扱店は納付書裏面に記載されていますので、ご確認ください。納付書に記載されているコンビニエンスストアであれば、全国どの店舗でも納付でき、手数料はかかりません。なお、従来どおり、金融機関・役場での窓口納付や口座振替も利用できます。

納付書の様式が変わります

コンビニ納付の開始により、納付書の様式が新しくなります。これまでの納付書は糊付等により綴じられていましたが、4月からは納付書は1枚ごとの単票となり、バーコードが印刷されます。納付書がバラバラになりますので、紛失にご注意ください。また、納付書の順番(期別)を間違えないよう納付をお願いします。

コンビニでの納付方法

① 納付する納付書だけをレジに出す

納付書は、納期ごとに1枚ずつで、綴られていません。複数枚をレジへ出すと、すべて納付するものと判断されてしまいますので、納付する納付書だけを出してください。

② 納付する

納付書のバーコードを読み取りますので、その金額を納付してください。支払いは現金での納付となります。電子マネー等の取り扱いについては、各店舗へお問合せください。

③ 領収証書とレシートを受け取る

領収証書とレシートを必ず受け取り、大切に保管(5年間)してください。

※納期限を過ぎると未納扱いとなり、督促状が発送されたり、延滞金が加算されたりする場合があります。納付書の年度・期別・納期限をお確かめのうえ、納期限内に納付してください。

◎ 問合せ

- ・各税に関すること
町民課税務係 ☎ 2112
- ・介護保険料に関すること
保健福祉課介護保険係 ☎ 1603
- ・後期高齢者医療保険料に関すること
町民課国保年金係 ☎ 2113

納付書(見本)

年度・期別・納期限をお確かめください
※納期限を超えるとコンビニでは納付できません

バーコードの印刷のない納付書はコンビニでは使用できません※役場窓口・金融機関では使用できます

● ご注意ください

- 次の納付書はコンビニ納付できません
 - ・記載された納期限を超えた納付書
 - ・30万円超などバーコードのない納付書
 - ・汚れや破損などでバーコードの読み取りができない納付書
- ・記載内容を訂正した納付書

● 現金でのお支払いとなります

コンビニ納付は現金でのお支払いとなります。電子マネー等でのお支払いは、コンビニエンスストアによって取り扱いが異なりますので、各店舗へお問い合わせください。

● すぐに納税証明書が必要な場合

納付後1か月以内に納税証明書の交付を申請する場合は、領収証書を持参し、役場窓口で申請してください。